

## 議案第 38 号

### 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市を加えること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中山 義 隆

#### 理 由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市が加入すること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求めるものです。

これが、この議案を提出する理由です。

別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成 23 年 7 月 21 日制定）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「石垣市」の次に「、浦添市」を加える。

第 5 条中「石垣市長」の次に「、浦添市長」を加える。

第 17 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、消防指令施設等の整備については、関係団体の長が協議により定めた特定の団体（以下「実施主体」という。）の当該事務に関する条例、規則等を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

第 17 条第 2 項中「関係団体の長」の次に「及び実施主体の長」を加える。

第 18 条第 3 項中「比謝川行政事務組合特別会計」を「協議会の事務所を置く関係団体の会計」に改める。

第 18 条第 3 項に次のただし書きを加える。

ただし、消防指令施設等の整備の財務会計に関する事務は、実施主体の会計において処理するものとする。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(協議会を設ける市町村及び一部事務組合)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、宜野湾市、石垣市、<u>浦添市</u>、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、島尻消防組合、東部消防組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合及び比謝川行政事務組合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。</p>	<p>(協議会を設ける市町村及び一部事務組合)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、島尻消防組合、東部消防組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合及び比謝川行政事務組合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。</p>
<p>(協議会の事務の管理及び執行の効力)</p> <p><b>第5条</b> 協議会は、前条の事務の管理及び執行の効力を法第252条の5の規定に基づき、宜野湾市長、石垣市長、<u>浦添市長</u>、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、伊江村長、渡嘉敷村長、座間味村長、粟国村長、渡名喜村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、久米島町長、多良間村長、竹富町長、与那国町長、島尻消防組合管理者、東部消防組合管理者、中城北中城消防組合管理者、金武地区消防衛生組合管理者、国頭地区行政事務組合管理者及び比謝川行政事務組合管理者の名において、沖縄県消防通信指令施設運営協議会会長が行った事務の管理及び執行は、当該関係団体の長が管理し、及び執行したものである。</p>	<p>(協議会の事務の管理及び執行の効力)</p> <p><b>第5条</b> 協議会は、前条の事務の管理及び執行の効力を法第252条の5の規定に基づき、宜野湾市長、石垣市長、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、伊江村長、渡嘉敷村長、座間味村長、粟国村長、渡名喜村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、久米島町長、多良間村長、竹富町長、与那国町長、島尻消防組合管理者、東部消防組合管理者、中城北中城消防組合管理者、金武地区消防衛生組合管理者、国頭地区行政事務組合管理者及び比謝川行政事務組合管理者の名において、沖縄県消防通信指令施設運営協議会会長が行った事務の管理及び執行は、当該関係団体の長が管理し、及び執行したものである。</p>
<p>(関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)</p> <p><b>第17条</b> 協議会がその担任する事務を関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合には、協議会の事務所を置く関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規</p>	<p>(関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)</p> <p><b>第17条</b> 協議会がその担任する事務を関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合には、協議会の事務所を置く関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下</p>

<p>程（以下「条例、規則等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行することができる。<u>ただし、消防指令施設等の整備については、関係団体の長が協議により定めた特定の団体（以下「実施主体」という。）の当該事務に関する条例、規則等を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。</u></p> <p>2 前項の条例、規則等が改廃された場合においては、協議会の事務所を置く関係団体の長<u>及び実施主体の長</u>は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。</p>	<p>「条例、規則等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行することができる。</p> <p>2 前項の条例、規則等が改廃された場合においては、協議会の事務所を置く関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。</p>
<p>（経費の支弁の方法及び財務会計事務）</p> <p><b>第18条</b> 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。</p> <p>2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、協議会の会議で別に定める負担金割合によるものとする。</p> <p>3 協議会の財務会計に関する事務は、<u>協議会の事務所を置く関係団体の会計</u>において処理できるものとする。<u>ただし、消防指令施設等の整備の財務会計に関する事務は、実施主体の会計において処理するものとする。</u></p>	<p>（経費の支弁の方法及び財務会計事務）</p> <p><b>第18条</b> 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。</p> <p>2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、協議会の会議で別に定める負担金割合によるものとする。</p> <p>3 協議会の財務会計に関する事務は、<u>比謝川行政事務組合特別会計</u>において処理できるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和6年4月1日から施行する。</p>	